

令和4年8月26日14時00分
近畿地方整備局
近畿運輸局

ふみきりどう
滋賀県踏切道改良協議会合同会議を開催します

- 令和3年4月1日に施行された「踏切道改良促進法の一部を改正する法律(以下、「法」という。)」により、改良すべき踏切道等について、機動的な法指定ができるように見直しが行われるとともに、改良後の評価実施の義務付けや災害時の管理方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設等がなされ、踏切道の改良に向けた対策を更に強化・推進することとしています。
- このたび、滋賀県内の踏切道における対策を円滑に進めるため、法第16条(地方踏切道改良協議会)の規定に基づき、滋賀地域の鉄道事業者と道路管理者が複数の踏切道について一体的に協議等を行う合同会議を設置することとしました。
- 滋賀県踏切道改良協議会合同会議を以下のとおり開催いたします。

- (1) 開催日時・場所 9月2日(金) 10:00~11:00(予定)
大阪合同庁舎1号館 新館3F 補助事業対策室
大阪府中央区大手前1-5-44
- ※ 本合同会議は報道関係者を対象に公開で開催しますが、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきます。(報道関係者の方は、当日10分前までに会場にお越し下さい。)
 - ※ 取材を希望される報道関係者の方は、9月1日(木)正午までにFAX、またはメールにてお申し込みのうえ、直接、開催場所へお越し下さい。
 - ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から来場の際はマスクの着用等に御協力のうえ、風邪症状、発熱などの症状がある方は来場をお控えください。
- (2) 会議形式 WEB形式
- (3) 議事内容 滋賀県踏切道改良協議会合同会議要綱の確認
踏切道に関する政策等の情報提供
第2回合同会議における検討事項について

<取扱い> —

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ

<問合せ先> ○:担当
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 《全般、道路に関するもの》
地域道路課 課長 玉置 栄 (たまき さかえ)
道路構造保全官 ○ 大嶋 悦彦 (おおしま よしひこ)
電話: 06-6942-4418 FAX: 06-6942-3911
国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 《鉄道に関するもの》
技術・防災課 課長 辻 彰彦 (つじ あきひこ)
技術・防災課 鉄道安全監査官 ○ 小林 寛人 (こばやし ひろと)
電話: 06-6949-6441 FAX: 06-6949-6529

取材申込書(FAX)

近畿地方整備局 道路部 地域道路課 担当者 宛

FAX番号:06-6942-3911

貴社名	※必須	
(ふりがな) 代表者氏名	※必須	氏 名 所属部署名等
(ふりがな) 同行者氏名		氏 名 所属部署名等
(ふりがな) 同行者氏名		氏 名 所属部署名等
代表者 連絡先	※必須	電話番号: () FAX番号: () E-mail :

※注意事項

1. 取材時は、社名を記載した腕章の携帯をお願いします。
2. 複数名の参加を希望される方全員分の氏名、連絡先をご記入ください。
3. 会議室のスペースの関係上、参加人数に限りがございますので最小限の人数として下さい。
4. 申込みは先着順とし、参加人数が多い場合は調整、または取材をお断りさせていただくことがあります。

【電子メールによる申込の場合】

メール本文に①貴社名、②代表者氏名、③同行者氏名、④代表者の連絡先(携帯電話 等)を記載いただき、9月1日(木)正午までに、事前にお申し込みください。

メールアドレス kkr-tokusya@gxb.mlit.go.jp

【問合せ先】

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 地域道路課 道路構造保全官 大嶋
TEL 06-6942-4418(道路部 地域道路課 直通)

※送付状は不要ですので、本紙のみをそのままFAXしてください。【9月1日(木)正午締め切り】